

小児科とは

【診療の内容】

一般的には中学生までの、こどもの内科的な疾患の全てを扱います。外科的な治療は行いませんが、虫垂炎（俗にいう「盲腸」）など外科的な治療が必要な疾患を見つけて、外科などの他科へ紹介するのは小児科の仕事です。また、病気を見つかり治したりするだけでなく、母親の育児など子供が健やかに成長するために家族へのサポートを行うことも大事な役目です。



【当センター小児科の特色】

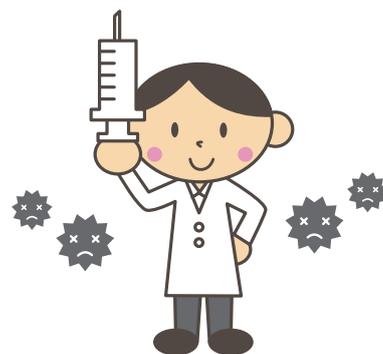
特に食物アレルギーやアトピー性皮膚炎、喘息などのアレルギー疾患に力を入れています。食物アレルギーに対しては食物経口負荷試験も積極的に行っています。また、自閉症スペクトラムや不登校、学習障害などの児童精神疾患やけいれんなどの神経疾患の診療を専門的に行っているのが特徴です。

【外来診療担当表】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
一診	高塚部長	秋定	田口	高塚部長	西岡
二診	田口	西岡	西野 (予約のみ)	秋定	田口
午後診	予防接種	慢性外来 心エコー 心理カウンセリング	慢性外来	慢性外来 1ヶ月健診	慢性外来 心理カウンセリング

病気の話

インフルエンザ



Q. 風邪とどこが違うの？

A インフルエンザも風邪もウイルスにより発症しますが、インフルエンザは体内に感染した時のウイルスの爆発的な増加スピード、周りへの感染力が強く、予防接種を行うくらい注意が必要となります。また、肺炎や脳症などの合併症で命の危険にさらされることもあります。

Q. インフルエンザワクチンはいつ受ければいいのか？

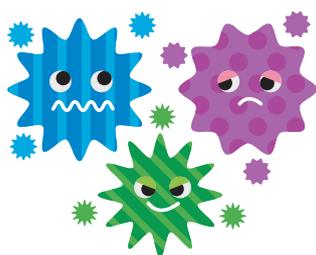
A インフルエンザワクチンは免疫体制が整うまでに2~3週間ほどかかります。また、半年ほどで効果が薄れてしまいます。インフルエンザの流行は早いと11月中旬~下旬からみられるので、10月下旬~11月中旬が予防接種の最適な時期といえるでしょう（生後6ヶ月から接種可能で、13歳未満は2回接種が必要です）。また、妊娠週数を問わず妊娠中の女性は接種が推奨されています。

Q. インフルエンザワクチンはなぜ毎年受けなければいけないの？

A インフルエンザウイルスは頻りに構造を変えるため、過去のワクチン接種で獲得された免疫では認識できない変異ウイルスを毎年発生させるからです。インフルエンザウイルスは人の免疫機構から巧みに逃れる術を持っているのです。

Q. インフルエンザワクチンを受けたのにどうして感染するの？

A 現在のインフルエンザワクチンは、免疫細胞にウイルスを記憶させておくだけで、その後同じウイルスが侵入してきた時に抗体という対抗物質を作って攻撃体制を整えるメカニズムです。ですので、感染してから攻撃体制が整うまでの間に発症してしまうのです。それに対し、現在日本では未承認ですが、海外で使用されている点鼻ワクチンは鼻の粘膜で抗体を作るタイプなので、鼻腔にインフルエンザウイルスがついた時点で攻撃し、身体にウイルスが侵入する前からブロックします。

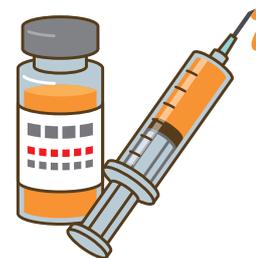


Q. インフルエンザの検査で痛くないものはないの？

A 細長い綿棒で鼻の奥をこするインフルエンザの迅速検査は痛くてやりたくないという人は少なくありません。検査キットの種類によっては「鼻かみ液」で検査できるものもありますが、検体が十分取れないこともあり、綿棒で行うより陽性が検出しにくいという場合もあるため、やはり綿棒で鼻粘膜を擦る方がいいようです。また、発熱直後の検査では陽性率は低いと思われていますが、最近の検査キットは進歩しており、発熱後数時間以内でも判定可能なものもあります。

Q. 抗インフルエンザ薬にはどのようなものがあるの？

A 高リスク群の患者でなければ必ずしも抗インフルエンザ薬による治療が必要というわけではありませんが、有熱期間の短縮のほか重症化予防効果が示されています。昨年までに飲み薬、吸入、点滴の4剤が発売されています。点滴で投与されると効果が高いと考えている人がいますが、実際はどれも効果は同じです。タミフル[®]は生後2週間以降の新生児も使用可能です。また、母親が抗インフルエンザ薬の投与を受けていても授乳は問題ありません。どの薬もウイルス自体を退治するのではなく、人間の細胞内に感染したウイルスが細胞外に広がるのを防ぎます。2018年に発売された新薬のゾフルーザ[®]は細胞内でのウイルスの増殖を抑制するため、内服回数は1回のみとなっています。



Q. 熱が下がっても学校や仕事に行けないの？

A インフルエンザウイルスの排出期間は、発熱の1日前から症状が出てから5~7日までと考えられています。特に発熱してから5日間は他の人に移りやすく、解熱してから2日後くらいには体内からほぼ消失しています。

学校保健安全法では

- ・学校:発熱後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過してから
- ・幼稚園や保育園:発熱後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから

登園・登校するように義務付けています。職場の場合は法律で休む期間が規定されていませんが、一般的には発熱したあとの5日間は絶対で、熱が続く場合は解熱してから2日経過するまでは出勤自粛が原則になります。

